

2023年1月8日

法曹養成専攻1年生
共通到達度確認試験欠席者 各位

大学院チーム

共通到達度確認試験欠席に係る手続きについて

1月8日(日)に実施した共通到達度確認試験をやむを得ない事情で欠席した方は、説明会資料に記載のとおり、1月13日(金)までに診断書等証明するものを大学院チームへ提出してください。提出方法は、窓口または郵送のいずれでも結構です。郵送の場合は、13日(金)必着となりますので、ご注意ください。

.....
共通到達度確認試験をやむを得ない事情で欠席した場合は、1月13日(金)までに診断書等証明するものを大学院チームへ提出すること。なお、やむを得ない事情で同試験を欠席した者は、共通到達度確認試験を受験したがその成績が一定の水準に達していない者と同様に扱う。
.....